

愛媛県緊急消防援助隊航空部隊
航空指揮支援隊
受援計画

令和4年4月

愛 媛 県

目 次

	頁
第1章 総則	1
第2章 事前計画	2
第3章 災害発生時の活動拠点ヘリベースの体制等	2
第4章 航空部隊等の運用等	4
第5章 通信運用	5
第6章 その他	6
(資 料)	
資料1 要請から出動までの系統図	7
資料2 愛媛県消防防災航空隊の参集基準	8
資料3 松山空港ヘリベース等基本情報	10
資料4 ヘリベース及びフォワードベース一覧	11
資料5 ヘリベースにおける班編成及び各班の任務	12
資料6 ヘリベース配置図	13
資料7 航空機燃料取扱業者	15
資料8 ランディングポイント一覧	16
資料9 災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場	19
資料10 無線通信周波数リスト	20
(様 式)	
様式1 受援航空隊情報提供事項	
様式2 航空部隊等情報提供事項	
様式3 緊急消防援助隊航空部隊等受入一覧表	
様式4 事案受付・活動指示及び結果報告書	
様式5 事案管理一覧表	

愛媛県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画

第1章 総則

1 目的

この計画は、愛媛県内の市町において、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生し、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合において、航空部隊及び航空指揮支援隊（以下「航空部隊等」という。）が円滑に活動できる体制の確保等を図るため、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日付け消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第40条に基づく愛媛県緊急消防援助隊受援計画（以下「全体受援計画」という。）に定めるもののほか、航空部隊等の受援について必要な事項を定める。

2 用語の定義

この愛媛県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画（以下「航空部隊等受援計画」という。）において、使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 活動拠点ヘリベース（HB）

災害の終始を通じて、航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮（指示及び任務付与）を実施し、かつ、駐機、給油、装備、整備及び宿泊（近隣への宿泊を含む。）をすることが可能な活動拠点並びに航空部隊の進出拠点（集結場所）をいう。

(2) フォワードベース（FB）

被災地近傍の飛行場外離着陸場等で、活動拠点ヘリベースに都度帰投することなく航空活動を安全かつ効率的に継続することを目的として設置する離着陸、給油、人員の乗降機、装備・物資等の積み降ろしが可能な拠点をいう。

(3) ランディングポイント（LP）

上記（1）（2）に掲げるもののほか、救助者や緊急物資の陸上部隊への引継ぎ等災害対応をするための離着陸を行う地点をいう。

(4) 消防応援活動調整本部

災害発生市町村の消防の応援等のため被災地の属する都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するものであって、消防組織法第44条の2に基づき当該都道府県の知事が設置するものをいう。

(5) 航空運用調整班

大規模災害発生時に、消防、警察、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT等の都道府県調整本部の航空機運用関係者等の参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整等を行い、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものをいう。

(6) ヘリベース指揮者

活動拠点ヘリベースで航空機を用いた消防活動の指揮（指示及び任務付与）を行う者をいい、原則として愛媛県消防防災航空隊の隊長がその任に当たるものとする。

(7) 航空部隊

航空小隊により編成され、必要に応じ、航空後方支援小隊を加えたものをいう。

(8) 航空小隊

主として被災地における航空機を用いた情報収集活動及び消防活動を行うことを任務とするものをいう。

(9) 航空後方支援小隊

主として活動拠点ヘリベースにおける緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うことを任務とするものをいう。

(10) 航空指揮支援隊

ヘリベース指揮者を補佐し、及びヘリベース指揮者の指揮を受け被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする航空指揮支援隊長によって編成されるものをいう。

3 航空部隊等の活動分類

この航空部隊等受援計画において、航空部隊等の活動分類については、次のとおりとする。

(1) 統括指揮支援隊、指揮支援隊又は航空指揮支援隊の輸送活動

(2) 情報収集活動

(3) 救助・救急・輸送活動

(4) 消火活動

- (5) 航空後方支援活動
- (6) 航空指揮支援活動
- (7) その他（SCU（航空拠点搬送臨時医療施設をいう。以下同じ。）支援活動、避難誘導、広報等）

第2章 事前計画

- 1 要請から出動までの体系
応援活動に従事する航空部隊等の要請から出動までの系統図は、資料1「要請から出動までの系統図」のとおりとする。
- 2 愛媛県消防防災航空隊の参集基準
愛媛県消防防災航空隊の参集基準は、資料2「愛媛県消防防災航空隊の参集基準」のとおりとする。
- 3 活動拠点ヘリベースの決定
愛媛県における活動拠点ヘリベースは、原則として松山空港（愛媛県消防防災航空隊基地）とする（最大受入機体数は6機）。
愛媛県消防防災航空隊は、資料3「松山空港ヘリベース等基本情報」を作成し、航空部隊として登録されている航空隊へ情報提供するものとする。
松山空港（愛媛県消防防災航空隊基地）が使用できない場合及び松山空港から被災地が遠隔地である場合を想定して、消防応援活動調整本部が、被災市町等及びヘリベース指揮者と協議の上、代替ヘリベースを資料4「ヘリベース及びフォワードベース一覧」の中から、決定するものとする。
- 4 活動拠点ヘリベースにおける班構成及び各班の任務
活動拠点ヘリベースにおける班構成及び各班の任務については、資料5「ヘリベースにおける班編成及び各班の任務」のとおりとする。
- 5 活動拠点ヘリベースの配置
活動拠点ヘリベースの配置等の各種情報を資料6「ヘリベース配置図」により作成し、駐機スポットの空港事務所との調整結果等について、航空部隊等に周知するものとする。
- 6 食料の備蓄計画等
愛媛県消防防災航空隊は、活動拠点ヘリベースの食料等を確保するため、必要な食料、飲料水等を備蓄しておくものとする。
航空部隊等の部隊数に応じて、宿泊場所について事前に把握し、周知するものとする。

第3章 災害発生時の活動拠点ヘリベースの体制等

- 1 航空部隊等の要請時の協議
愛媛県消防防災航空隊は、航空部隊等の応援が必要な場合は、任務、必要機体数及び活動拠点ヘリベース受入可能機体数等について、愛媛県災害対策本部と協議するものとする。
被害状況が把握できない場合は、速やかに総務省消防庁災害対策本部広域応援班航空グループ（以下「消防庁航空グループ」という。）と協議するものとする。
- 2 航空指揮本部の設置
愛媛県消防防災航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、活動拠点ヘリベースの指揮本部（以下「航空指揮本部」という。）を設置するものとする。
航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 被害情報の収集に関すること。
 - (2) 被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。
 - (3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
 - (4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
- 3 航空指揮支援隊の出動要請
大規模災害時において、ヘリベース指揮者が多数の航空小隊の活動管理が必要と認めるときは、航空指揮支援隊の出動を消防応援活動調整本部に要請するものとする。
- 4 航空指揮支援本部の設置
指揮支援部長は、活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部（以下「航空指揮支援本部」という。）を設置するものとする。
航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一場所に設置するものとする。

航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。

航空指揮支援本部長は航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は都道府県大隊の後方支援小隊を活動拠点ヘリベース等に派遣するよう要請するものとする。

5 活動拠点ヘリベース（松山空港）への受入体制

消防応援活動調整本部は、航空小隊の応援要請を行った場合（要請要綱第31条に基づき迅速出動をする場合を含む。）は、松山空港事務所長に対し、航空小隊の受入れについて、次のとおり依頼するものとする。

(1) 運用時間内における受入れ

松山空港エプロンへ航空小隊が駐機できるよう、松山空港事務所長にエプロンの駐機スポットの拡大を依頼するものとする。

(2) 運用時間外の夜間における受入れ

夜間においては5（1）に加え、夜間照明の点灯、リモートコントロール等を依頼するものとする。

6 燃料補給体制の確保

燃料補給基地は、原則として松山空港とし、消防応援活動調整本部は、資料7「航空機燃料取扱業者」に記載する取扱業者に対し、航空小隊の活動に必要な燃料補給を依頼するものとする。

活動拠点ヘリベースが松山空港以外に設置された場合及びフォワードベースが設置された場合で燃料補給が必要なときは、資料4「ヘリベース及びフォワードベース一覧」の燃料備蓄方法・燃料備蓄量を勘案し、ヘリベース指揮者において、消防応援活動調整本部及び航空運用調整班と協議の上、燃料確保の方法を決定するものとする。

ヘリベース指揮者は、活動拠点ヘリベースが松山空港以外に設置された場合又はフォワードベースが設置された場合は、消防法（昭和23年法律第186号）第10条第1項ただし書に規定する危険物の仮の貯蔵又は取扱いについての承認がなされたことを確認の上、資料7「航空機燃料取扱業者」に記載する取扱業者にドラム燃料の搬送を依頼するものとする。

7 航空部隊等との情報連絡

応援要請を行った後における消防庁及び航空部隊等との情報連絡については、次のとおりとする。

(1) 航空部隊等への情報提供

ヘリベース指揮者は、消防応援活動調整本部及び航空運用調整班と調整の上、活動拠点ヘリベースの状況等の情報を別記様式1「受援航空隊情報提供事項」により、速やかに航空部隊等及び消防庁航空グループに情報提供するものとする。

(2) 航空部隊等からの情報収集

ヘリベース指揮者は、航空小隊の機体、出動人員及び人員構成等の情報を別記様式2「航空部隊等情報提供事項」により、航空部隊等及び消防庁航空グループから速やかに収集するものとする。

(3) 航空部隊等の連絡先

航空部隊等の連絡先については、あらかじめ消防庁から配布されているデータベース等を活用するものとする。

(4) 情報連絡方法

連絡方法については、原則として、防災行政無線、有線（携帯）電話、ファクシミリ及び電子メールによるものとするが、これらが途絶している場合は、イリジウム衛星電話等の衛星電話を活用するものとする。

8 航空隊員の消防応援活動調整本部への派遣

愛媛県消防防災航空隊は、応援要請を行い、消防応援活動調整本部が設置された後、消防応援活動調整本部の本部員として航空隊員（副隊長等）を派遣するものとする。

消防応援活動調整本部に派遣された航空隊員は、統括指揮支援隊等と航空運用調整班との連絡調整及び消火、救助活動等を行う航空部隊と陸上部隊との連絡調整に当たるものとする。

消防応援活動調整本部に派遣された航空隊員は、災害の規模等により、航空運用調整班の班員と兼務することができる。

9 航空隊員の航空運用調整班への派遣

愛媛県災害対策本部内に航空運用調整班が設置された場合、航空隊員（副隊長等）を派遣するものとする。

10 統括指揮支援隊等の受入体制

統括指揮支援隊及び消防庁職員等の受入れについては、全体受援計画によるほか、消防応援活動調整本部とヘリベース指揮者とで調整の上、次のとおり行うものとする。消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、被災状況により、受入困難な状況が確認されたときは、速やかに消防庁航空グループに連絡するものとする。

- (1) 日中における離着陸場所は、原則として松山空港とし、離着陸の際の安全管理は航空隊員が行うものとする。
- (2) 松山空港からは、松山市消防局又は愛媛県の車両により愛媛県庁（消防応援活動調整本部）へ移動するものとする。
指揮支援隊及び航空指揮支援隊の受入れについては、消防応援活動調整本部とヘリベース指揮者との間で調整の上、次のとおり行うものとする。
- (3) 指揮支援隊の離着陸場所は、原則として松山空港とし、その後、空路又は陸路で被災市町（被災地管轄消防本部庁舎）へ移動するものとする。
- (4) 松山空港から空路で被災市町（被災地管轄消防本部庁舎）へ移動する場合の離着陸場所については、消防応援活動調整本部とヘリベース指揮者で調整の上、速やかに決定するものとする。
- (5) 松山空港から陸路で被災市町（被災地管轄消防本部庁舎）へ移動する場合の車両については、消防応援活動調整本部で調達するものとする。
- (6) 航空指揮支援隊は、航空指揮支援隊輸送航空小隊又は自隊の車両等により出動するものとする。

1 1 フォワードベースの設定

消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、被災地が活動拠点ヘリベースから遠隔地である等、航空小隊の活動上必要と認める場合は、航空運用調整班と協議の上、資料4「ヘリベース及びフォワードベース一覧」の中からフォワードベースを設定するものとする。

消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、フォワードベースの設定に当たり、航空運用調整班及び当該場所を管轄する消防本部と調整の上、フォワードベース管理者等と使用の可否等について協議し、被災地消防本部に連絡するものとする。

1 2 フォワードベースの安全管理体制等

航空隊員、フォワードベースを管轄する消防本部職員等による安全管理体制を確保するものとする。

ヘリベース指揮者は、フォワードベースの運用を行う上で必要がある場合は、航空隊員を派遣するものとする。

ヘリベース指揮者は、フォワードベースにおける消防法第10条第1項ただし書に規定する危険物の仮の貯蔵又は取扱いについての承認がなされたことを確認の上、資料7「航空機燃料取扱業者」に記載する取扱業者にドラム燃料の搬送を依頼するものとする。

1 3 ランディングポイントの設定

消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、任務、被災状況等により、航空小隊の活動上必要と認める場合は、資料8「ランディングポイント一覧」の中からランディングポイントを設定するものとする。

ヘリベース指揮者は、災害救助活動上の必要性からパイロットの現地視認による判断に基づいた適地を、必要に応じてランディングポイントに設定することができるものとする。

消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者はランディングポイントの設定に当たり、航空運用調整班及び被災地消防本部又はランディングポイントの管理者等と協議するものとする。

1 4 災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場所の設定

消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、ヘリコプターにより傷病者を災害拠点病院へ搬送する場合の離着陸場所について、資料9「災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場」の中から設定するものとし、設定に当たっては、航空運用調整班、離着陸場所管轄消防本部又は院内ヘリポートを有する病院等施設管理者、DMAT等と協議するものとする。

航空搬送拠点（広域医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であって、SCUが設置可能なものをいう。）に多数の傷病者を搬送する等、ヘリコプターの離着陸スペースが複数必要となる場合は、消防応援活動調整本部、航空運用調整班、被災地消防本部、フォワードベースの管理者、DMAT等医療班と協議の上、資料4「ヘリベース及びフォワードベース一覧」の中から設定するものとする。

第4章 航空部隊等の運用等

1 航空部隊等の受付

航空部隊等が活動拠点ヘリベースに到着した後、別記様式3「緊急消防援助隊航空部隊等受入一覧表」により受付を行うものとする。

2 航空部隊への活動要請及び任務付与

活動要請及び任務付与は次のとおり行うものとする。

(1) 消防応援活動調整本部は、ヘリベース指揮者に別記様式4「事案受付・活動指示及び結果報告書」によりヘリコプターの活動要請を行うものとする。ヘリベース指揮者は、航空部隊の出動の可否を確認し、消防応援活動調整本部及び航空運用調整班に回答するものとする。

(2) ヘリベース指揮者は、航空部隊の出動が可能と確認した場合は、別記様式4「事案受付・活動指示及び結果報告書」により、航空部隊に事案に対する任務を付与し、消防応援活動調整本部及び航空運用調整班に情報提供するものとする。

ヘリベース指揮者は、別記様式5「事案管理一覧表」により、事案に対する任務付与状況を管理するものとする。

(3) 任務付与に当たっては、活動場所周辺の案内図（活動場所の緯度・経度記載）、活動場所付近の地図（送電線等の障害情報記載）、ランディングポイントの地図（要図を含む。）等を添付し、行うものとする。

3 航空情報（ノータム）の発出要請

ヘリベース指揮者は、多数の航空機の飛行により必要があると判断した場合には、国土交通省松山空港事務所、航空運用調整班等と調整し、国土交通省航空局安全部運航安全課に航空情報の発出を要請するものとする。

ヘリベース指揮者は、サイレントタイムが設定される場合は、活動拠点ヘリベースに駐機する航空小隊に周知を図る等の協力をするものとする。

4 航空部隊の活動報告

航空指揮支援本部長（航空指揮支援本部長が置かれていない場合にあつては、ヘリベース指揮者。以下この章において同じ。）は、航空部隊の事案に対する任務が完了した時は、別記様式4「事案受付・活動指示書及び結果報告書」及び緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年3月26日付け消防震第19号。以下「運用要綱」という。）第31条に規定する活動日報の作成及び提出を求めるものとする。

航空指揮支援本部長は、運用要綱第31条に規定する活動日報を作成するとともに、航空小隊長及び航空後方支援小隊長から報告のあった活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長及び消防庁航空グループに対して報告するものとする。

5 航空部隊の引揚げ

航空部隊の引揚げは、ヘリベース指揮者の意見を踏まえ、消防応援活動調整本部及び航空運用調整班が協議の上、災害対策本部長（知事）の指示により決定し、指揮支援部隊長から引揚げ決定の連絡を受けた航空指揮支援本部長は、活動を管理している航空部隊の各小隊長に対して、直ちに引揚げ決定を連絡するものとする。

消防応援活動調整本部は、消防庁航空グループに、航空部隊の引揚げの報告を行うものとする。

第5章 通信運用

1 航空機の無線運用体制

ヘリベース指揮者は、航空部隊等の活動時の無線運用を円滑に行うため、県内における無線種別及び無線運用体制については資料10「無線通信周波数リスト」のとおりとし、運用に当たっては消防応援活動調整本部及び航空運用調整班と調整するものとする。

被災地が複数の都道府県にわたり、各都道府県において航空部隊等が活動する場合にあつては、各都道府県の消防応援活動調整本部間において、使用する統制波等について調整を行うものとする。この場合において、各都道府県の消防応援活動調整本部は、調整した結果をヘリベース指揮者に連絡するものとする。

2 ヘリコプター動態管理システムの運用

ヘリベース指揮者は、ヘリコプター動態管理システムを積極的に活用し、航空小隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。

3 ヘリコプターテレビ電送システムの運用

航空小隊が搭載するヘリコプターテレビ電送システム（以下「ヘリテレ」という。）の受信及び運用体制は、次のとおりとする。

(1) 愛媛県庁統制局

愛媛県庁統制局は、ヘリテレの受信操作及び監視、映像配信の活用管理、映像・音声電波受信に係る連絡用無線の運用等を行うものとする。

ただし、映像配信の活用管理は、県災害対策本部及び消防応援活動調整本部の指示により、これを行うものとする。

(2) 愛媛県受信局

ア 受信局設備の位置

ヘリテレの映像・音声電波（15GHz帯）は、壺神山中継所（大洲市）及び新居浜中継所（新居浜市）に設置されている受信アンテナにより受信する。

15GHz帯の指向性電波を使用する場合には、壺神山中継所の位置「北緯33度36分15秒」「東経132度33分28秒」又は新居浜中継所の位置「北緯33度56分26秒」「東経133度14分59秒」に設定する。

イ サービスエリア

愛媛県受信局のサービスエリアの目安はおおむね次のとおりであり、サービスエリア外からの電送については、可搬型受信装置による受信又は録画映像の電送等、適切な手段により対応するものとする。

ヘリベース指揮者又は愛媛県庁統制局が撮影地に応じて撮影地域の見通し状況及び電送必要高度の目安等の情報を連絡用無線等により連絡するものとする。

(ア) 指向性電波の場合

壺神山中継所又は新居浜中継所を中心に見通しで半径約100km

(イ) 無指向性電波の場合

壺神山中継所又は新居浜中継所を中心に見通しで半径約40km

(ウ) 当県が保有する可搬型受信装置の場合

無指向性電波で約15km

(3) ヘリコプター位置情報システムの併用

ヘリテレの運用時、「ヘリコプター位置情報システム（消防庁規格）」を搭載した航空機は、原則として、ヘリコプター位置情報（消防庁規格）を電送するものとする。

(4) 地域衛星通信ネットワークによる配信

緊急消防援助隊の活動に必要な被害情報等の映像情報を受信した場合は、総務省消防庁及び被災地市町（消防本部）に対して、積極的に地域衛星通信ネットワークを経由して配信するものとする。

4 衛星電話等の運用

航空波、消防波等の無線不感地域においては、必要に応じて、衛星電話等を活用するものとし、その運用については、消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者の指示によるものとする。

(1) 衛星電話（地域衛星通信ネットワーク）

活動拠点ヘリベース（038-200-5202（着信のみ））

消防応援活動調整本部（038-200-2316）

(2) 衛星携帯電話

活動拠点ヘリベース（Isat Phone 870-776397695）

フォワードベース（Isat Phone 870-776397696）

(3) 航空小隊搭載衛星電話

あらかじめ消防庁から配布されているデータベース記載の番号

第6章 その他

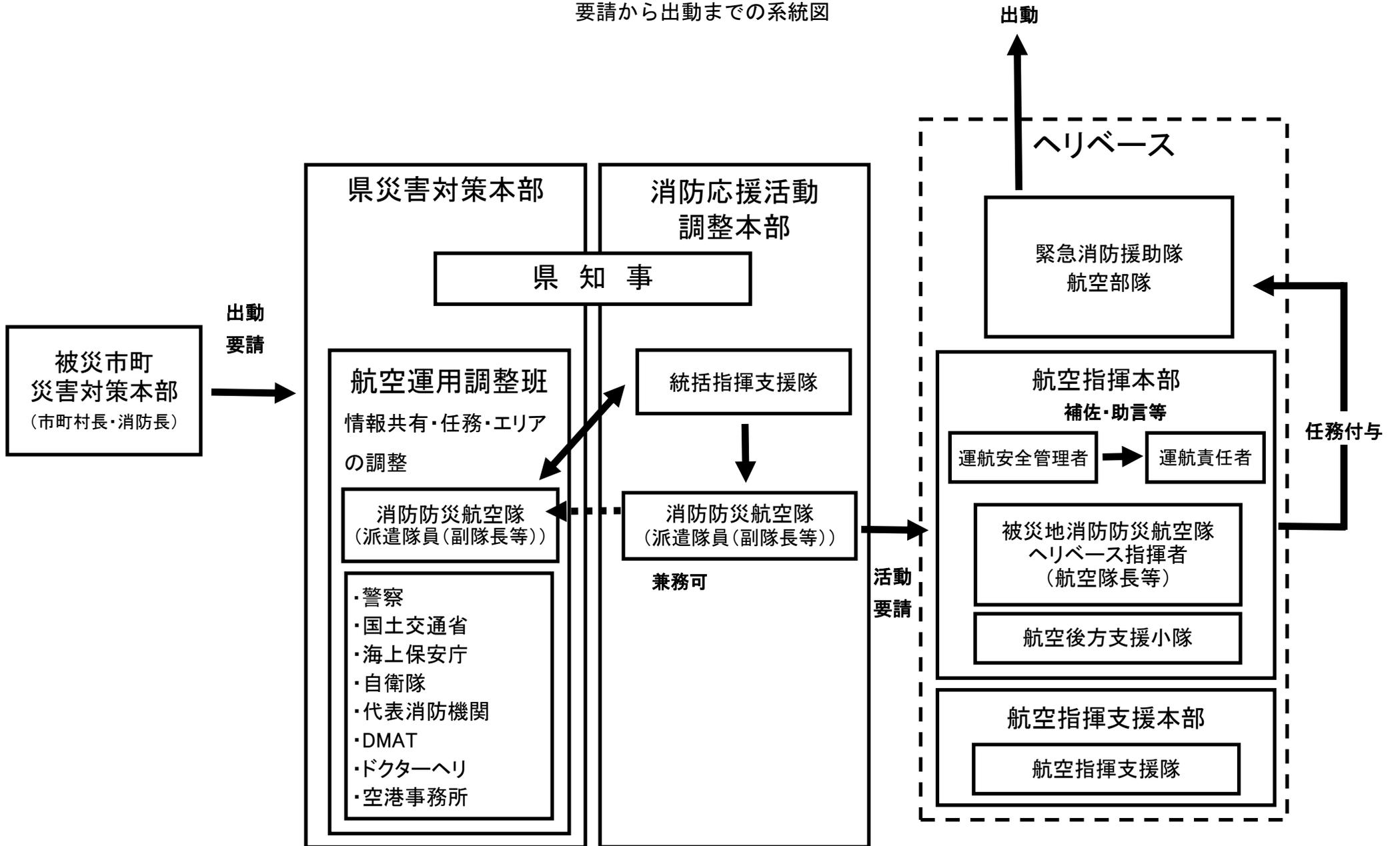
航空部隊等の受援に関する対応訓練の実施

愛媛県消防防災航空隊長は、航空部隊等の受援時において円滑かつ迅速な対応を図るため、防災訓練等の機会を捉え、航空部隊等受援計画を踏まえた受援に関する活動拠点ヘリベース等の運営訓練を定期的に実施するものとする。

附 則

この受援計画は、令和4年4月1日から施行する。

要請から出動までの系統図



愛媛県消防防災航空隊の参集基準

【県内（地震・津波）】

最大震度	昼 間	夜 間
震度 5 弱以上又は津波警報、 津波被害発生	【消防防災航空隊】 【運航委託会社】 全員参集	【消防防災航空隊】 【運航委託会社】 全員参集 ※夜間において日の出より運航の必要が あると判明したときは、日の出 1 時間前 に参集することとする。
震度 4 又は津波注意報	通常体制	【消防防災航空隊】 所長・隊長公用携帯電話にて対応 【運航委託会社】 運航に関する情報があれば提供 ※夜間において日の出より運航の必要が あると判明したときは、日の出 1 時間前 に参集することとする。

※全員参集・・・災害状況に応じて運航体制を確保する。

【県外（地震・津波）】

最大震度	昼 間	夜 間	対象都道府県（政令市）
震度 7	≪第1次出動・出動準備≫ 【消防防災航空隊】 【運航委託会社】 全員参集	≪第1次出動≫ 【消防防災航空隊】 【運航委託会社】 全員参集 ≪出動準備≫ 【消防防災航空隊】 隊長・副隊長参集 隊員必要に応じ呼出しのため待機 【運航委託会社】 必要に応じ呼出しのため待機	≪第1次出動都道府県≫ ・島根県 ・岡山県（岡山市） ・広島県（広島市） ・山口県 ・徳島県 ・香川県 ・高知県 ・福岡県（北九州市） （福岡市） ・佐賀県 ・大分県 ・宮崎県 ・鹿児島県 ・沖縄県
震度 6 強			≪出動準備都道府県≫ ・鳥取県 ・長崎県 ・熊本県（熊本市）
震度 6 弱 （政令市は 震度 5 強） 又は大津波 警報			

※全員参集・・・災害状況に応じて運航体制を確保する。

松山空港ヘリベース等基本情報

項目	情報欄
航空隊	愛媛県消防防災航空隊
所在地	愛媛県松山市南吉田町2731 (松山空港)
航空隊 TEL	089-972-2133 (愛媛県防災航空事務所) 090-8975-9354 (隊長緊急公用携帯)
航空隊 FAX	089-972-3655
航空隊 e-mail	bousaikoukuu@pref.ehime.lg.jp
運航基地	松山空港
運用時間	07:30~21:30
ヘリベース周辺ローカルルール	有 (愛媛県消防防災航空隊に確認要)
緯度・経度	北緯33度49分39秒 東経132度42分01秒
情報官 TEL	089-972-0393
情報官 FAX	089-974-8185
緊援隊駐機スポット数	6機
スポット地盤状況	アスファルトコンクリート
燃料関係	藤村石油(株) 089-972-1319 給油形態 タンクローリー 航空隊保有ドラム ドラム缶×4本
航空隊支援車駐車場所	航空隊敷地内 無 松山空港駐車場 有 (大型車可)
宿泊施設	タクシー15分
コンビニ	徒歩20分
ヘリベース付近の飲食施設	空港ターミナル (徒歩1分)
ヘリベース付近のレンタカー会社	5社 (徒歩5分以内)

ヘリコプターテレビ電送システム	有
使用チャンネル	Dチャンネル
受信局	壺神山中継所 北緯33度36分15秒 東経132度33分28秒 新居浜中継所 北緯33度56分26秒 東経133度14分59秒
連絡無線	有 (Dチャンネル)

	有・無	借用可否	保有タイプ
地上電源車(GPU)	有	可	ホバート Jet-EX4
トーイング車	有	可	トヨタ GT-10
機体洗浄可否		可	水道、高圧洗浄機
荷物運搬カート	有	可	手押し車
荷物保管場所	有	可	
高所作業台	有	可	手摺付ステップ
トーイングバー・ハンドリングホイール	有	可	BK-117E用
MOBIL Jet OIL II	有	可	

都道府県庁舎直近ヘリポート情報	無
HBから県庁舎までの距離 (時間)	8km (車で20分)

ヘリベース及びフォワードベース一覧

No.	分類	地区	市町村名	名称	所在地	座標(緯度・経度)		駐機数	燃料備蓄方法・ 燃料備蓄量	責任者・管理者等	
						※世界測地系				電話番号	電話番号
1	第1順位 HB	中予	松山市	松山空港	松山市南吉田町2731	北緯 33度49分38秒 東経 132度41分59秒	中 3 大 3	タンクローリー	松山空港事務所長 089-972-0319	愛媛県消防防災航空隊 089-972-2133	
2	第2順位 HB	中予	松山市	愛媛県総合運動公園 陸上競技場	松山市46番地内	北緯 33度46分05秒 東経 132度47分50秒	中 4 大 2		愛媛県土木部都市整備課 089-912-2746	松山市消防局 089-926-9200	
3		中予		愛媛県総合運動公園 補助競技場	松山市46番地内	北緯 33度45分57秒 東経 132度47分44秒	中 4 大 2		愛媛県土木部都市整備課 089-912-2746	松山市消防局 089-926-9200	
4		中予		愛媛県総合運動公園 多目的広場	松山市46番地内	北緯 33度45分56秒 東経 132度47分48秒	中 2 大 ×		愛媛県土木部都市整備課 089-912-2746	松山市消防局 089-926-9200	
5		中予		愛媛県総合運動公園 球技場	松山市46番地内	北緯 33度45分05秒 東経 132度48分57秒	中 4 大 2		愛媛県土木部都市整備課 089-912-2746	松山市消防局 089-926-9200	
6		中予		愛媛県総合運動公園 自由広場	松山市46番地内	北緯 33度46分10秒 東経 132度47分02秒	中 3 大 1		愛媛県土木部都市整備課 089-912-2746	松山市消防局 089-926-9200	
7	FB	東予	西条市	西条運動公園 野外ステージ広場	西条市 西ひうち1番の2	北緯 33度56分07秒 東経 133度11分09秒	中 2 大 ×	ドラム燃料 400ℓ 【西条東署200ℓ】 【西条西署200ℓ】	西条市スポーツ健康課 0897-56-5151	西条市消防本部 0897-55-0119	
8	FB	東予	西条市	西条運動公園 野球場	西条市 西ひうち1番の2	北緯 33度56分09秒 東経 133度11分04秒	中 3 大 1		西条市スポーツ健康課 0897-56-5151	西条市消防本部 0897-55-0119	
9	FB	東予	西条市	西条運動公園 陸上競技場	西条市 西ひうち1番の2	北緯 33度56分03秒 東経 133度11分07秒	中 4 大 2		西条市スポーツ健康課 0897-56-5151	西条市消防本部 0897-55-0119	
10	FB	東予	西条市	西条運動公園 レクリエーション広場	西条市 西ひうち1番の2	北緯 33度56分08秒 東経 133度11分15秒	中 2 大 ×		西条市スポーツ健康課 0897-56-5151	西条市消防本部 0897-55-0119	
11	FB	東予	西条市	東予運動公園 サッカー場	西条市 河原津新田甲157番地	北緯 33度57分49秒 東経 133度04分28秒	中 4 大 1		西条市スポーツ健康課 0897-56-5151	西条市消防本部 0897-55-0119	
12	FB	東予	西条市	東予運動公園 野球場	西条市 河原津新田甲157番地	北緯 33度57分55秒 東経 133度04分28秒	中 3 大 1		西条市スポーツ健康課 0897-56-5151	西条市消防本部 0897-55-0119	
13	FB	南予	宇和島市	丸山公園 野球場	宇和島市 和霊町555-1	北緯 33度13分45秒 東経 132度34分33秒	中 3 大 1	ドラム燃料 800ℓ 【丸山公園ふれあい広場】	宇和島市文化スポーツ振興課 0895-24-1111	宇和島地区広域事務組合消防本部 0895-22-7500	
14	FB	南予	宇和島市	丸山公園運動広場 ソフトボール場	宇和島市 和霊町555-1	北緯 33度13分43秒 東経 132度34分28秒	中 2 大 ×		宇和島市文化スポーツ振興課 0895-24-1111	宇和島地区広域事務組合消防本部 0895-22-7500	
15	FB	南予	宇和島市	丸山公園多目的 グラウンドサッカー場	宇和島市 和霊町555-1	北緯 33度13分34秒 東経 132度34分42秒	中 4 大 ×		宇和島市文化スポーツ振興課 0895-24-1111	宇和島地区広域事務組合消防本部 0895-22-7500	
16	FB	南予	宇和島市	丸山公園 ふれあい広場	宇和島市 和霊町555-1	北緯 33度13分39秒 東経 132度34分45秒	中 1 大 ×		宇和島市文化スポーツ振興課 0895-24-1111	宇和島地区広域事務組合消防本部 0895-22-7500	
16	FB	南予	宇和島市	丸山公園 陸上競技場	宇和島市 和霊町555-1	北緯 33度13分43秒 東経 132度34分41秒	中 4 大 2		宇和島市文化スポーツ振興課 0895-24-1111	宇和島地区広域事務組合消防本部 0895-22-7500	

※ 第一順位のHBが使用できない場合及び被災地が遠隔地である場合は、消防応援活動調整本部が、被災市町村等及びHB指揮者と協議の上、代替HBを本表の第二順位HB以降から決定する。

※ 備蓄燃料は松山空港以外ドラム燃料の備蓄量であり、消防本部からの陸送となる。

※ 適用機：中（中型機）・・・BK117及び陸自ハンタークラス、大（大型機）・・・自衛隊CH-47クラス

ヘリベースにおける班編成及び各班の任務

班 等	構 成 員	任 務
ヘリベース 指揮者	・ 受援都道府県の航空隊長等	・ ヘリベースにおける指揮全般
指揮調整班	・ 受援都道府県の航空隊員（操縦士及び整備士を含む。） ・ 航空小隊の航空隊員（隊長及び操縦士を含む。）	・ 消防応援活動調整本部との連絡調整に関すること。 ・ 応援航空隊との連絡調整に関すること。 ・ ヘリコプター運航の指揮、調整及び管理に関すること。 ・ 任務付与の割り振り等に関すること。 ・ 無線の運用及び調整に関すること。
庶務班	・ 受援都道府県航空隊員 ・ 航空小隊の航空隊員	・ 応援航空隊の受入れ（宿泊に関する情報提供等を含む。）に関すること。 ・ ヘリベース、フォワードベース及びランディングポイントにおける航空燃料に関すること。 ・ 受援（応援）航空隊員の勤務管理に関すること。 ・ 活動記録及び統計に関すること。
飛行班	・ 受援都道府県航空隊員（操縦士及び整備士を含む。） ・ 航空小隊の航空隊員（操縦士及び整備士を含む。）	・ ヘリコプターによる各種任務（運航）に関すること。 ・ 航空局との連絡調整に関すること。 ・ 航空管制及びノータムに関すること。 ・ 気象情報の収集に関すること。
整備班	・ 受援都道府県航空隊の整備士 ・ 航空小隊の整備士	・ 飛行時間の管理に関すること。 ・ 航空機及び資機材の整備に関すること。

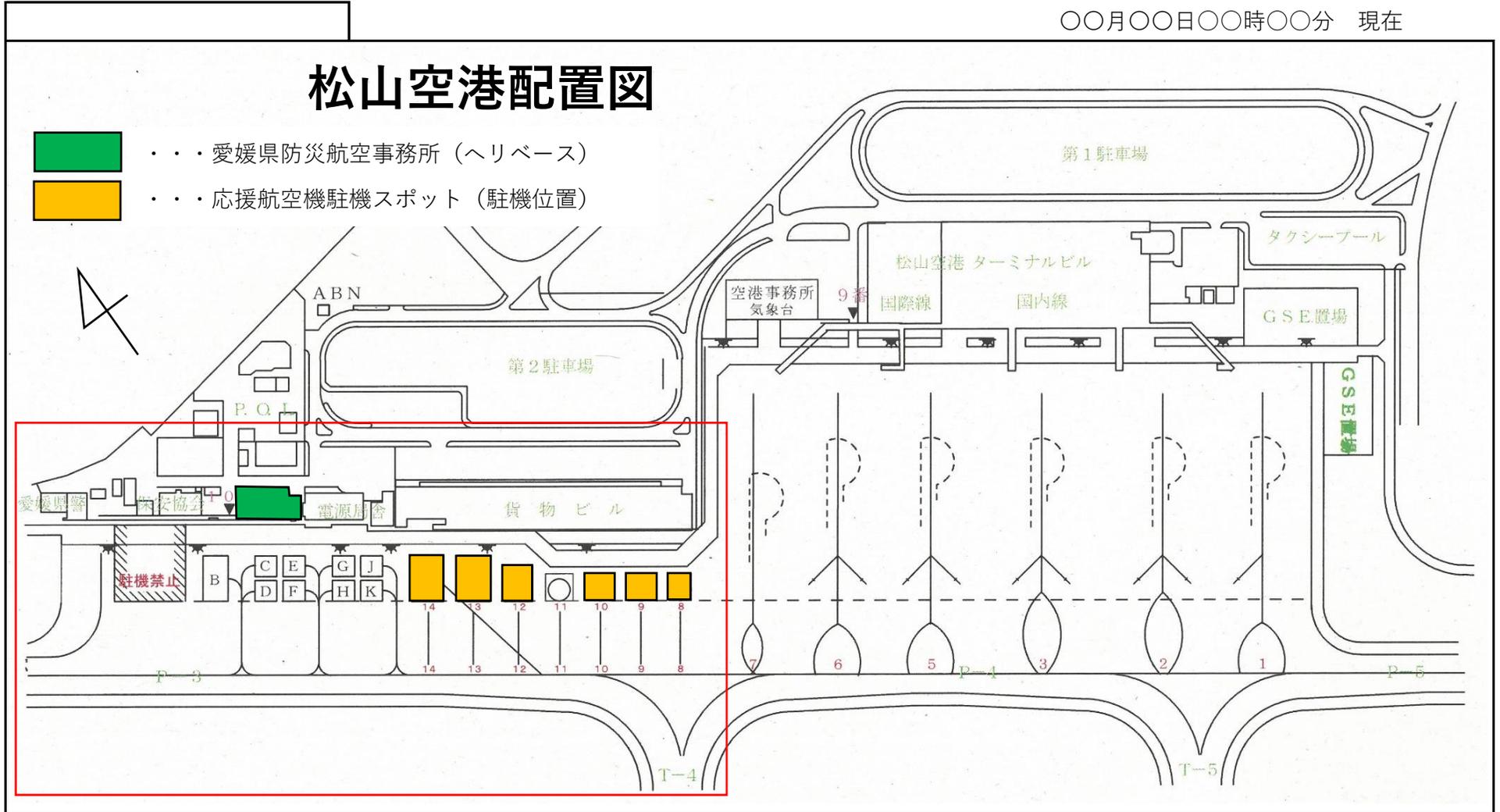
※：各班には、任務の内容に応じ、航空指揮支援隊員及び航空後方支援小隊員を配置するものとする。

「ヘリベース配置図」

〈災害名称〉

〈発表日時〉

〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 現在

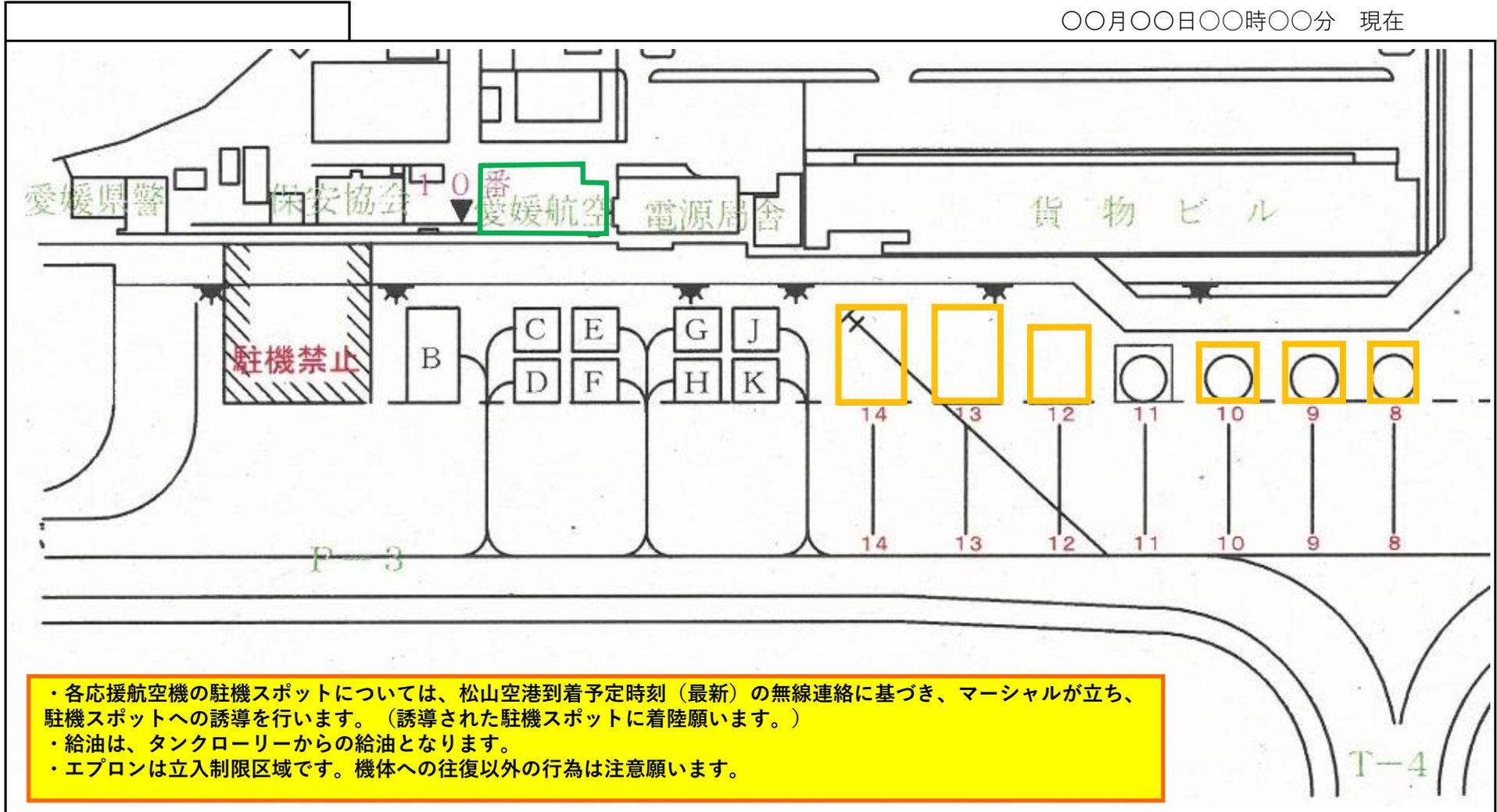


「ヘリベース配置図」

〈災害名称〉

〈発表日時〉

〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 現在



航空機燃料取扱業者

No.	住所	業者名	連絡先 (TEL)	FAX	搬送方法	備考
1	愛媛県松山市 南吉田町	藤村石油(株)	089-972-1319	089-974-1254	タンクローリー	当日又は翌日に 搬送可能

ランディングポイント一覧【県内飛行場外離着陸場】

No.	市町村名	名称	所在地	座標(緯度・経度) ※世界測地系		駐機数	燃料備蓄方法・ 燃料備蓄量	責任者・管理者等	
								電話番号	管轄消防本部等 電話番号
1	四国中央市	新田公園	四国中央市 柴生町字山瀬乙169	北緯 33度59分35秒	中 1	4000 【四国中央市消防本部】		四国中央市都市計画課	四国中央市消防本部
				東経 133度36分59秒	大 ×			0896-28-6231	0896-28-9119
2	四国中央市	三島運動公園	四国中央市 中之庄町1678-5	北緯 33度58分43秒	中 4	4000 【四国中央市消防本部】		四国中央市文化・スポーツ振興課	四国中央市消防本部
				東経 133度31分35秒	大 2			0896-28-6046	0896-28-9119
3	四国中央市	やまじ風公園	四国中央市 土居町畑野1637番地	北緯 33度56分47秒	中 3	4000 【四国中央市消防本部】		四国中央市文化・スポーツ振興課	四国中央市消防本部
				東経 133度24分43秒	大 2			0896-28-6046	0896-28-9119
4	四国中央市	三島ヘリポート	四国中央市 中之庄町1670-4	北緯 33度58分51秒	中 1	4000 【四国中央市消防本部】		四国市中央市消防本部	四国中央市消防本部
				東経 133度31分32秒	大 1			0896-28-9119	0896-28-9119
5	四国中央市	土居ヘリポート	四国中央市 土居町土居海通橋北東関川	北緯 33度58分10秒	中 1	4000 【四国中央市消防本部】		四国市中央市消防本部	四国中央市消防本部
				東経 133度25分48秒	大 ×			0896-28-9119	0896-28-9119
6	新居浜市	国領川河川敷	新居浜市 東雲町3丁目国領川河川敷	北緯 33度57分37秒	中 1	4000 【新居浜市北消防署2000】 【新居浜市南消防署2000】		新居浜市都市計画課	新居浜市消防本部
				東経 133度17分54秒	大 ×			0897-65-1276	0897-34-0119
7	新居浜市	新居浜病院	新居浜市 本郷3-1-1	北緯 33度56分01秒	中 1	4000 【新居浜市北消防署2000】 【新居浜市南消防署2000】		県立新居浜病院事務局総務課	新居浜市消防本部
				東経 133度16分44秒	大 ×			0897-43-6161	0897-34-0119
8	新居浜市	国領川多目的広場	新居浜市 南小松原町国領川河川敷	北緯 33度58分14秒	中 1	4000 【新居浜市北消防署2000】 【新居浜市南消防署2000】		新居浜市都市計画課	新居浜市消防本部
				東経 133度17分32秒	大 ×			0897-65-1276	0897-34-0119
9	新居浜市	新居浜病院屋上	新居浜市 本郷3-1-1	北緯 33度55分57秒	中 1	4000 【新居浜市北消防署2000】 【新居浜市南消防署2000】		県立新居浜病院事務局総務課	新居浜市消防本部
				東経 133度16分50秒	大 ×			0897-43-6161	0897-34-0119
10	西条市	西条運動公園	西条市 西ひうち1-2	北緯 33度56分07秒	中 2	4000 【西条市東消防署2000】 【西条市西消防署2000】		西条市スポーツ健康課	西条市消防本部
				東経 133度11分09秒	大 ×			0897-56-5151	0897-55-0119
11	西条市	加茂川河川敷	西条市 大町大南加茂川河川敷	北緯 33度53分57秒	中 3	4000 【西条市東消防署2000】 【西条市西消防署2000】		西条市都市計画整備課	西条市消防本部
				東経 133度11分31秒	大 ×			0897-56-5151	0897-55-0119
12	西条市	西条西署	西条市 周布1684番地	北緯 33度54分59秒	中 1	4000 【西条市東消防署2000】 【西条市西消防署2000】		西条市消防本部	西条市消防本部
				東経 133度04分25秒	大 ×			0897-56-0250	0897-55-0119
13	西条市	東予運動公園	西条市 河原津新田甲157番地	北緯 33度57分49秒	中 4	4000 【西条市東消防署2000】 【西条市西消防署2000】		西条市スポーツ健康課	西条市消防本部
				東経 133度04分28秒	大 1			0897-56-5151	0897-55-0119
14	西条市	丹原文化会館	西条市 丹原町田野上方2131番地1	北緯 33度53分04秒	中 2	4000 【西条市東消防署2000】 【西条市西消防署2000】		西条市総務課	西条市消防本部
				東経 133度02分51秒	大 ×			0897-56-5151	0897-55-0119
15	今治市	今治球場	今治市 大新田町5丁目1-17	北緯 34度04分43秒	中 2	8000 【今治市中央消防署4000】 【今治市北消防署4000】		今治市スポーツ振興課	今治市消防本部
				東経 132度59分22秒	大 1			0898-24-2351	0898-32-6666
16	今治市	多々羅公園	今治市 上浦町井口7074番地20	北緯 34度15分37秒	中 2	8000 【今治市中央消防署4000】 【今治市北消防署4000】		今治市上浦支所地域教育課	今治市消防本部
				東経 133度02分53秒	大 1			0898-87-3000	0898-32-6666
17	今治市	藤山公園	今治市 大西町宮脇乙579番地1	北緯 34度03分38秒	中 2	8000 【今治市中央消防署4000】 【今治市北消防署4000】		今治市大西支所住民サービス課	今治市消防本部
				東経 132度55分47秒	大 1			0898-53-3500	0898-32-6666
18	今治市	吉海バラ公園	今治市 吉海町福田1290番地	北緯 34度09分15秒	中 1	8000 【今治市中央消防署4000】 【今治市北消防署4000】		今治市吉海支所住民サービス課	今治市消防本部
				東経 133度02分25秒	大 ×			0898-84-2111	0898-32-6666

No.	市町村名	名 称	所 在 地	座 標 (緯度・経度) ※世界測地系		駐機数	燃料備蓄方法・ 燃 料 備 蓄 量	責 任 者 ・ 管 理 者 等	管轄消防本部等
								電 話 番 号	電 話 番 号
19	今治市	関前	今治市 関前岡村甲1013番地4	北緯 34度10分42秒 東経 132度52分52秒	中 1 大 ×	8000 【今治市中央消防署4000】 【今治市北消防署4000】	今治市関前支所 0898-88-2111	今治市消防本部 0898-32-6666	
20	今治市	西部丘陵公園	今治市 高地町2丁目乙429番地1	北緯 34度04分27秒 東経 132度58分23秒	中 2 大 1		今治市公園緑地課 0898-36-1563	今治市消防本部 0898-32-6666	
21	今治市	今治北署	今治市 伯方町叶浦1667番地4	北緯 34度12分07秒 東経 133度04分33秒	中 1 大 ×		今治市消防本部 0898-32-6666	今治市消防本部 0898-32-6666	
22	今治市	菊間分署	今治市 菊間町浜1500番地17	北緯 34度02分40秒 東経 132度51分00秒	中 1 大 1		今治市消防本部 0898-32-6666	今治市消防本部 0898-32-6666	
23	上島	弓削港	上島町 弓削下弓削1035番地	北緯 34度15分34秒 東経 133度12分00秒	中 2 大 ×		上島町弓削総合庁舎 0897-77-2500	上島町消防本部 0897-77-3136	
24	上島	岩城漁港物揚場	上島町 岩城1414番地先	北緯 34度14分38秒 東経 133度08分45秒	中 1 大 ×		上島町岩城総合支所 0897-75-2500	上島町消防本部 0897-77-3136	
25	上島	生名立石港多目的広場	上島町 生名1881番地3	北緯 34度16分35秒 東経 133度10分41秒	中 1 大 1		上島町生名総合支所 0897-76-3000	上島町消防本部 0897-77-3136	
26	東温市	東温消防前	東温市 横河原1376番地先	北緯 33度48分02秒 東経 132度53分02秒	中 3 大 ×		中予地方局建設部管理課 089-941-1111	東温市消防本部 089-964-5210	
27	東温市	東温総合公園	東温市 西岡1284-1	北緯 33度48分34秒 東経 132度52分02秒	中 1 大 ×	東温市都市整備課 089-964-4412	東温市消防本部 089-964-5210		
28	久万高原町	久万ラグビー場 メイングラウンド	久万高原町 菅生3番耕地589番地5	北緯 33度39分10秒 東経 132度54分33秒	中 3 大 1	4000 【久万高原町消防本部】	久万高原町教育委員会 0892-21-0139	久万高原町消防本部 0892-21-2411	
29	久万高原町	美川中学校	久万高原町 上黒岩2890	北緯 33度36分56秒 東経 132度58分25秒	中 2 大 ×		久万高原町教育委員会 0892-21-0139	久万高原町消防本部 0892-21-2411	
30	久万高原町	柳谷小学校	久万高原町 柳井川3542	北緯 33度32分17秒 東経 133度00分04秒	中 1 大 ×		久万高原町教育委員会 0892-21-0139	久万高原町消防本部 0892-21-2411	
31	久万高原町	面河ダム	久万高原町 笠方1261番地他	北緯 33度44分12秒 東経 133度01分13秒	中 1 大 ×		久万高原町企画観光課 0892-21-1111	久万高原町消防本部 0892-21-2411	
32	久万高原町	笛ヶ滝ラグビー場	久万高原町 上野尻甲970-3	北緯 33度39分01秒 東経 132度54分04秒	中 2 大 ×		久万高原町教育委員会 0892-21-0139	久万高原町消防本部 0892-21-2411	
33	久万高原町	久万公園グラウンド	久万高原町 菅生2番耕地1644-1	北緯 33度39分52秒 東経 132度54分23秒	中 1 大 ×		久万高原町教育委員会 0892-21-0139	久万高原町消防本部 0892-21-2411	
34	久万高原町	美川スキー場	久万高原町 日野裏大谷4381番地	北緯 33度35分06秒 東経 132度56分50秒	中 2 大 ×	久万高原町企画観光課 0892-21-1111	久万高原町消防本部 0892-21-2411		
35	伊予市	伊予市民球場	伊予市 森甲91番地1	北緯 33度44分44秒 東経 132度41分05秒	中 2 大 1		しおさい公園管理事務所(株)第一ビルサービス 089-982-2367	伊予消防等事務組合消防本部 089-982-0119	
36	伊予市	栗の里公園	伊予市 中山町中山戊729-1	北緯 33度37分57秒 東経 132度42分15秒	中 1 大 ×		伊予市中山地域事務所地域振興課 089-967-1111	伊予消防等事務組合消防本部 089-982-0119	
37	大洲市	大洲防災センター	大洲市 若宮1869-1	北緯 33度31分43秒 東経 132度33分43秒	中 1 大 ×		四国地方整備局大洲河川国道事務所肱川出張所 0893-24-5185	大洲地区広域事務組合消防本部 0893-24-0119	

No.	市町村名	名 称	所 在 地	座標（緯度・経度） ※世界測地系		駐機数	燃料備蓄方法・ 燃 料 備 蓄 量	責 任 者 ・ 管 理 者 等		管轄消防本部等	
								電 話 番 号		電 話 番 号	
38	内子町	小田川河川敷	内子町 平岡甲 2 2 0 番地	北緯 3 3 度 3 1 分 4 5 秒 東経 1 3 2 度 3 9 分 2 7 秒	中 4 大 2		五十崎自治センター 0 8 9 3 - 4 3 - 1 2 2 1	大洲地区広域事務組合消防本部 0 8 9 3 - 2 4 - 0 1 1 9			
39	内子町	城の台公園	内子町 小田 4 2 0 番地	北緯 3 3 度 3 4 分 0 8 秒 東経 1 3 2 度 4 8 分 2 3 秒	中 1 大 ×		小田自治センター 0 8 9 2 - 5 2 - 3 1 1 7	大洲地区広域事務組合消防本部 0 8 9 3 - 2 4 - 0 1 1 9			
40	八幡浜	若山	八幡浜市 若山9番耕地45番地	北緯 3 3 度 2 5 分 3 6 秒 東経 1 3 2 度 2 7 分 0 8 秒	中 1 大 ×		八幡浜市建設課 0 8 9 4 - 2 2 - 3 1 1 1	八幡浜地区施設事務組合消防本部 0 8 9 5 - 2 2 - 7 5 1 5			
41	伊方町	瀬戸球場	伊方町 三机乙 3 3 4 0 番地 1	北緯 3 3 度 2 6 分 5 9 秒 東経 1 3 2 度 1 5 分 1 1 秒	中 2 大 ×		伊方町瀬戸地域教育課 0 8 9 4 - 5 2 - 0 1 1 1	八幡浜地区施設事務組合消防本部 0 8 9 5 - 2 2 - 7 5 1 5			
42	八幡浜	市立八幡浜総合病院	八幡浜市 大平 1 番耕地 6 3 8 番地	北緯 3 3 度 2 8 分 0 6 秒 東経 1 3 2 度 2 5 分 2 8 秒	中 1 大 ×		市立八幡浜総合病院 0 8 9 4 - 2 2 - 3 2 1 1	八幡浜地区施設事務組合消防本部 0 8 9 5 - 2 2 - 7 5 1 5			
43	西予市	宇和運動公園陸上競技場	西予市 宇和町卯之町 3 丁目 5 1 7 番地	北緯 3 3 度 2 1 分 3 1 秒 東経 1 3 2 度 3 0 分 3 3 秒	中 2 大 ×		西予市文化体育振興課 0 8 9 4 - 6 2 - 6 4 1 6	西予市消防本部 0 8 9 4 - 6 2 - 1 1 9			
44	西予市	明浜キャンパ	西予市 明浜町高山甲 4 6 1 - 1 番地	北緯 3 3 度 1 8 分 5 3 秒 東経 1 3 2 度 2 6 分 3 4 秒	中 1 大 ×		あけはまシーサイドサンパーク株式会社 0 8 9 4 - 6 4 - 1 3 3 0	西予市消防本部 0 8 9 4 - 6 2 - 1 1 9			
45	西予市	野村球場	西予市 野村町野村 1 3 号 3 6 6 番地	北緯 3 3 度 2 2 分 4 1 秒 東経 1 3 2 度 3 8 分 1 0 秒	中 2 大 ×		西予市野村支所教育課 0 8 9 4 - 7 2 - 1 1 1 7	西予市消防本部 0 8 9 4 - 6 2 - 1 1 9			
46	西予市	城川運動公園	西予市 城川町土居 3 0 - 2	北緯 3 3 度 2 2 分 5 1 秒 東経 1 3 2 度 4 5 分 5 6 秒	中 2 大 ×		西予市城川支所教育課 0 8 9 4 - 8 2 - 1 1 1 7	西予市消防本部 0 8 9 4 - 6 2 - 1 1 9			
47	西予市	愛媛県オフサイトセンター	西予市 宇和町明石 2 5 6 - 2	北緯 3 3 度 2 1 分 5 9 秒 東経 1 3 2 度 3 1 分 0 7 秒	中 1 大 ×		愛媛県 0 8 9 - 9 1 2 - 2 3 4 0	西予市消防本部 0 8 9 4 - 6 2 - 1 1 9			
48	宇和島市	丸山公園運動広場 ソフトボール場	宇和島市 和霊町 5 5 5 - 1	北緯 3 3 度 1 3 分 4 3 秒 東経 1 3 2 度 3 4 分 2 8 秒	中 2 大 ×	8 0 0 0 【丸山公園ふれあい広場】	宇和島市文化スポーツ振興課 0 8 9 5 - 2 4 - 1 1 1 1	宇和島地区広域事務組合消防本部 0 8 9 5 - 2 2 - 7 5 0 0			
49	宇和島市	津島公園	宇和島市 津島町近家 1 7 1 7 番地 1	北緯 3 3 度 0 7 分 1 9 秒 東経 1 3 2 度 3 0 分 3 7 秒	中 1 大 ×		宇和島市都市整備課 0 8 9 5 - 2 4 - 1 1 1 1	宇和島地区広域事務組合消防本部 0 8 9 5 - 2 2 - 7 5 0 0			
50	宇和島市	市立宇和島病院	宇和島市 御殿町 1 - 1	北緯 3 3 度 1 2 分 5 8 秒 東経 1 3 2 度 3 3 分 5 5 秒	中 1 大 ×		市立宇和島病院 0 8 9 5 - 2 5 - 1 1 1 1	宇和島地区広域事務組合消防本部 0 8 9 5 - 2 2 - 7 5 0 0			
51	宇和島市	丸山公園ふれあい広場	宇和島市 和霊町 5 5 5 - 1	北緯 3 3 度 1 3 分 3 9 秒 東経 1 3 2 度 3 4 分 4 7 秒	中 1 大 ×		宇和島市都市整備課 0 8 9 5 - 2 4 - 1 1 1 1	宇和島地区広域事務組合消防本部 0 8 9 5 - 2 2 - 7 5 0 0			
52	愛南町	僧都川河川敷	愛南町 城辺甲 2 4 3 3 - 1 番地先	北緯 3 2 度 5 7 分 5 3 秒 東経 1 3 2 度 3 5 分 0 4 秒	中 2 大 ×	4 0 0 0 【愛南町消防本部】	南予地方局愛南土木事務所 0 8 9 5 - 7 2 - 1 1 4 5	愛南町消防本部 0 8 9 5 - 7 2 - 0 1 1 9			
53	愛南町	城辺球技場	愛南町 蓮乗寺 2 9 8 - 1	北緯 3 2 度 5 7 分 0 2 秒 東経 1 3 2 度 3 5 分 1 1 秒	中 1 大 ×		南予地方局愛南土木事務所 0 8 9 5 - 7 2 - 1 1 4 5	愛南町消防本部 0 8 9 5 - 7 2 - 0 1 1 9			

災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場

No.	地区	市町村名	病院名称	離着陸場所在地	座標（緯度・経度） ※世界測地系		責任者・管理者等	管轄消防本部等
					電話番号	電話番号		
1	東予	四国中央市	四国中央病院 (四国中央市川之江町)	三島運動公園 四国中央市中之庄町1678-5	北緯 33度58分43秒 東経 133度31分35秒	四国中央市都市計画課 0896-28-6231	四国中央市消防本部 0896-28-9119	
2	東予	新居浜市	愛媛県立新居浜病院 (新居浜市本郷)	新居浜病院 新居浜市本郷3-1-1	北緯 33度56分01秒 東経 133度16分44秒	県立新居浜病院事務局総務課 0897-43-6161	新居浜市消防本部 0897-34-0119	
2	東予	新居浜市	愛媛県立新居浜病院 (新居浜市本郷)	新居浜病院屋上HP 新居浜市本郷3-1-1	北緯 33度55分57秒 東経 133度16分50秒	県立新居浜病院事務局総務課 0897-43-6161	新居浜市消防本部 0897-34-0119	
3	東予	今治市	愛媛県立今治病院 (今治市石井町)	藤山公園 今治市大西町宮脇乙579番地1	北緯 34度03分38秒 東経 132度55分47秒	今治市大西支所産業建設課 0898-53-3500	今治市消防本部 0898-32-6666	
4	中予	松山市	愛媛県立中央病院 (松山市春日町)	県立中央病院屋上HP 松山市春日町83	北緯 33度49分53秒 東経 132度45分54秒	愛媛県公営企業管理者 089-947-1111	松山市消防局 089-926-9200	
5	中予	松山市	松山市赤十字病院 (松山市文京町)	松山空港 松山市南吉田町2731	北緯 33度49分38秒 東経 132度41分59秒	松山空港事務所 089-972-0319	松山市消防局 089-926-9200	
6	中予	東温市	愛媛大学医学部附属病院 (東温市志津川)	東温消防前 東温市横河原1376番地先	北緯 33度48分02秒 東経 132度53分02秒	中予地方局建設部管理課 089-941-1111	東温市消防本部 089-964-5210	
7	南予	八幡浜市	市立八幡浜総合病院 (八幡浜市大平)	市立八幡浜総合病院屋上HP 八幡浜市大平1番耕地638番地	北緯 33度28分06秒 東経 132度25分28秒	市立八幡浜総合病院 0894-22-3211	八幡浜地区施設事務組合消防本部 0894-22-0119	
8	南予	宇和島市	市立宇和島病院 (宇和島市御殿町)	市立宇和島病院屋上HP 宇和島市御殿町1-1	北緯 33度12分58秒 東経 132度33分55秒	市立宇和島病院 0895-25-1111	宇和島地区広域事務組合消防本部 0895-22-7500	

無線通信周波数リスト

<発表日時>

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 現在

区 分	周波数		呼び出し	備 考
統制波1	265.90625	MHz	愛媛県防災ヘリ 【しょうぼうえひめヘリ1】	主に緊援隊陸上部隊が使用する。
統制波2	265.23125	MHz	愛媛県防災航空事務所 【しょうぼうえひめこうくうたい1】	主に緊援隊陸上部隊が使用する。
統制波3	265.53125	MHz	可搬 【しょうぼうえひめこうくうたい32】	主に緊援隊陸上部隊が使用する。
主運用波2	265.38125	MHz		
署活動系波(400MHz帯)				
愛媛県専用防災波	152.570	MHz	愛媛県防災ヘリ 【ぼうさいえひめヘリ1】 愛媛県防災航空事務所 【ぼうさいえひめこうくうたい】	県内主要医療機関(屋上HP)との交信
防災相互通信波 (防災機関相互波)	158.350	MHz	携帯局 【ぼうさいえひめこうくうたい1】 【ぼうさいえひめこうくうたい2】	防災関係機関との交信
運航管理通信周波数	130.150	MHz	【えひめこうくうまつやま】	
航空機相互間通信周波数	122.600	MHz	愛媛県防災ヘリ 【JA117E】	
松山タワー(管制)	118.350	MHz	【まつやまタワー】	
災害時飛行援助通信周波数	131.875	MHz	可搬局 【えひめけんいどう70】 携帯局 【えひめけんいどう71】	災害時飛行援助に関する通信
	123.450	MHz	可搬局 【えひめけんフライトサービス70】 携帯局 【えひめけんフライトサービス71】	
ヘリテレ周波数 D(映像周波数)	14.86	GHz	愛媛県防災ヘリ 【ぼうさいえひめヘリテレ1】 愛媛県受信局壺神山中継所 【ぼうさいえひめヘリテレつぼがみ】	15GHz帯消防指定4波のうち、愛媛県庁統制局が指定する場合を除き、愛媛県主運用波である「4 ch(14.86GHz)」を使用するものとする。
(音声周波数)	399.650	MHz	愛媛県受信局新居浜中継所 【ぼうさいえひめヘリテレにいほま】 可搬型受信局 【ぼうさいえひめヘリテレかはん1】	連絡用無線に係る400MHz帯消防指定4波のうち、愛媛県庁統制局が指定する場合を除き、愛媛県主運用波である「4 ch(399.65MHz)」を使用するものとする。

消防庁広域応援班（航空グループ）宛

〇〇県防災航空隊 宛

〇〇市消防航空隊 宛

〇〇月〇〇日〇〇時 現在

愛媛県消防防災航空隊

受援航空隊情報提供事項

1 活動拠点ヘリベース

(1)	名称	松山空港			
(2)	位置座標 (世界測地系)	北緯	33度	49分	39秒
		東経	132度	42分	01秒
(3)	駐機可能数	6機			
(4)	夜間照明	あり ・ なし			
(5)	給油設備	あり ・ なし			
		<input type="checkbox"/> 固定給油設備	(kl)
		<input type="checkbox"/> 給油タンク	(kl)
		<input type="checkbox"/> その他	(kl)
(6)	その他 (誘導等)				

2 無線

【航空無線】 運航管理通信 130.150MHz (えひめこうくうまつやま)
【消防無線】 統制波・主運用波 (しょうぼうえひめこうくうたい1) ※防災航空事務所

3 被災地天候 (予報)

〇時予報

4 主な進入ルート

	地名	天候	視界

5 活動拠点ヘリベース付近状況

(1) ライフライン

①	電気	異常なし	あり ()
②	水道	異常なし	あり ()
③	ガス	異常なし	あり ()
④	交通	異常なし	あり ()

(2) コンビニ等食料品店

あり (距離 1.1) km	徒歩 20分	なし
-----------------	--------	----

(3) 宿泊施設

あり (距離) km	タクシー 15分圏内	なし
-------------	------------	----

6 その他特記事項

被災地の状況
任務
携行資機材名等

送信者 職・氏名 電話 FAX メールアドレス

消防庁広域応援班（航空グループ）宛
愛媛県消防防災航空隊 宛

〇〇月〇〇日〇〇時 現在

××県防災航空隊

航空部隊等情報提供事項

1. 航空隊名称				
2. 派遣航空機	機種	愛称	機体番号	
3. 派遣代表者	職	氏名	携帯番号	
4. 派遣人数	総数	操縦士	整備士	その他
5. 出動予定	時間	場所	備考（経由地、進入ルート等）	
出発（予定）				
到着（予定）				
6. 装備	<input type="checkbox"/> 可視カメラ	<input type="checkbox"/> 赤外線カメラ		
	<input type="checkbox"/> 高感度カメラ	<input type="checkbox"/> ヘリTV電送装置		
	<input type="checkbox"/> ホイスト	<input type="checkbox"/> EMSキット		
	<input type="checkbox"/> 消火タンク	<input type="checkbox"/> 消火バケツ		
	<input type="checkbox"/> 照明装置	<input type="checkbox"/> 広報装置		
	<input type="checkbox"/> その他（		）	
	<input type="checkbox"/>			
7. 点検等までの飛行時間		時間		分

送信者
職・氏名
電話
FAX
メールアドレス

事案管理一覧表

〇〇県

事案番号	受信時刻	受付者	発信者		指示先		任務	活動内容		備考
			名称 氏名	連絡先	名称 氏名	連絡先				
	:									
	:									
	:									
	:									
	:									
	:									

※ 活動内容凡例：R = 救助、A = 救急、F = 火災、I = 情報収集、T = 人員輸送、C = 物資輸送